

京都市告示第82号

京都市国民健康保険条例第14条第1項及び第14条の6第1項に規定する保険料率は、次のとおりとし、平成17年4月1日から適用します。

平成17年4月1日

京都市長 梶本 頼兼

1 第14条第1項に規定する保険料率（基礎賦課額）

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 所得割 | 100分の10.48 |
| (2) 被保険者均等割 | 36,690円 |
| (3) 世帯別平等割 | 24,700円 |

2 第14条の6第1項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 所得割 | 100分の2.41 |
| (2) 被保険者均等割 | 9,680円 |
| (3) 世帯別平等割 | 4,870円 |

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)